

糸魚川ジオパーク協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、糸魚川ジオパーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、糸魚川ジオパークを世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿った質の高いものとし、社会的・経済的・文化的に持続可能な発展を目指すとともに、市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 糸魚川ジオパーク関係団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 糸魚川ジオパークの調査研究に関すること。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 協議会は、別記の協議会の目的に賛同する者で構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務の執行及び財務を監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会に対し、助言及び指導を行うものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及びその他会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 幹事会への付託事項に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 5 総会の議事は、出席会員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて顧問に総会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、協議会の運営に関する具体的な検討等を行う。

- 2 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会から付託された事項に関すること。
 - (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 3 幹事は、構成団体の担当課長、事務局長又はこれに準ずる者をもって構成し、会長が指名する。
- 4 幹事会に代表幹事を置き、幹事の互選によって選出する。
- 5 代表幹事は、幹事会の会務を総理し、必要に応じて審議状況等を会長に報告するものとする。

(チーム及び委員会等)

第13条 事業を効果的、効率的に実施するため、必要に応じて個別課題等に対応するチーム又は委員会等（以下「チーム」という。）を設置する。

- 2 チームは、企画調整、環境保全、教育・学術及びツーリズムの各分野に対応し、定例的又は臨時的な事業を行う。
- 3 チームの設置、構成及び運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び幹事会（以下「総会等」という。）を招集する時間がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第 15 条 協議会の事務を処理するため、糸魚川市産業部交流観光課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 16 条 協議会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 17 条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第 18 条 協議会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、糸魚川市の財務に関する諸規定等を準用する。

第 7 章 補則

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 20 年 10 月 9 日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員の任期については、第 9 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。